

豊橋市長賞交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、各種団体が主催するスポーツ大会、コンクール等（以下「大会等」という。）に対し交付する豊橋市長賞（以下「市長賞」という。）に係る交付基準及びその手続について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 市長賞の交付は、本市における教育、芸術、文化、スポーツその他市民の諸活動の振興を図ることを目的とする。

(交付基準)

第3条 市長賞の交付対象とする大会等は、次のとおりとする。

- (1) 一般市民を対象とする、大会等で、スポーツについては概ね100人以上、その他のものについては概ね50人以上の参加のあるもの
- (2) 特定の会員等を対象とする概ね100人以上の参加のある大会等で、市長賞の交付目的に沿ったものであると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、市長賞は交付しないものとする。

- (1) 特定の宗教又は政治団体について宣伝及び支持し、又はこれらに反対すると認められるもの
- (2) 特定事業者の営利又は商業宣伝を目的としたものであると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 暴力団と関係のあるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) その他交付することが不相当と認められるもの

(交付内容)

第4条 市長賞は、市長名で賞状を交付することとし、市長が必要と認めたときは、副賞として、トロフィー、カップ、楯等を交付することができる。

2 一つの大会等において年令別、階級別その他区分がある場合は、その区分に応じてそれぞれ交付することができる。

(交付制限)

第5条 市長賞の交付は、一会計年度における同一主催者に対して年2回までとする。

(交付申請)

第6条 市長賞の交付を受けようとする者は、大会等開始日の2週間前までに豊橋市後援等取扱要綱(昭和58年5月1日決裁)様式第1に定める豊橋市名義後援及び市長賞申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(交付の承認)

第7条 市長は前条の申請を承認したときは、市長賞を交付する。

(交付の取り消し)

第8条 市長は、交付承認後であっても、当該大会等が第3条第2項各号に掲げる事由に該当するに至ったと認められる場合は、その承認を取り消すものとする。

(受賞の報告)

第9条 市長賞の交付を受けた者は、大会等の終了後すみやかに豊橋市後援等取扱要綱様式第3に定める事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は昭和58年5月1日から施行する。

附則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。